



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

82	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課).....	1
83	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(").....	2
84	介護保険法による指定訪問介護事業所の指定の取消し	(").....	2
85	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
86	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	2
87	救急病院の認定	(医務課).....	3
88	〃	(").....	3
89	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	3
90	特定農業用ため池の指定の解除	(").....	4
91	木材業者等の登録	(林業振興課).....	4
92	保安林予定森林	(森林整備課).....	4
93	〃	(").....	5
94	〃	(").....	5
95	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	5
96	道路の位置の指定の廃止	(都市政策課).....	6
97	〃	(").....	6
98	令和7年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	6

○ 公告

入札公告	(教育委員会).....	8
------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071001014	みとうメディカル株式会社	デイサービスみとうの里	和歌山県橋本市隅田町下兵庫1047-2	通所介護	令和7.1.31
3071701167	株式会社ASXEED	ヘルパーステーションNICO	和歌山県紀の川市下井阪605	訪問介護	令和7.1.31
3072201340	株式会社明和	ヘルパーステーションソルマーレ	和歌山県田辺市下万呂588-1 フロムドットビル103	訪問介護	令和7.3.31

和歌山県告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062290154	株式会社明和	訪問看護ステーションた いよう	和歌山県田辺市下万呂58 8-1 フロムドットビル1 03	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 7.3.31

和歌山県告示第84号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり指定訪問介護事業所の指定を取り消したので、同法第78条の規定に基づき公示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3071200913	有限会社クオリティーサ ービス	訪問介護ステーションつ くし	和歌山県紀の川市粉河12 10-4	訪問介護	令和 7.2.1

和歌山県告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400748	多機能型事業所 スノードロップ	海南市重根119	就労移行支援 自立訓練（生活訓練）	株式会社アビリティ	和歌山市新通六丁目7番地 新通ビル1F	令和 7.1.31

和歌山県告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250902	就労継続支援B型事業所キミの輪	田辺市稲成町318-1	就労継続支援B型	特定なし	有限会社スーパーコーポレーション	田辺市南新万1番10号	令和 7.2.1

和歌山県告示第87号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 堀口記念病院
- 2 所在地 和歌山市湊本町三丁目4番地1
- 3 有効期限 令和10年2月1日

和歌山県告示第88号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 公益社団法人地域医療振興協会 有田市立病院
- 2 所在地 有田市宮崎町6
- 3 有効期限 令和10年2月6日

和歌山県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業口新池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 縦覧に供する書類
県営ため池等整備事業口新池地区に係る事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年2月10日から同年3月11日まで
- 3 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

和歌山県告示第90号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	解除年月日
内池	紀の川市重行字西平尾58	令和7年2月7日
小田池	紀の川市東川原字山田500-2	令和7年2月7日
和田池	紀の川市杉原字尾首664	令和7年2月7日
田中池	紀の川市桃山町脇谷字小脇谷61-1	令和7年2月7日
白子池上	紀の川市貴志川町国主字前垣内258	令和7年2月7日

和歌山県告示第91号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
7009			令和7.1.27	東牟婁郡串本町上野山39番地	聖樹 嶺口聖	木材	東牟婁郡串本町上野山39番地

和歌山県告示第92号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町東本庄字北ノ垣内1131、1132の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北ノ垣内1131（次の図に示す部分に限る。）、1132の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第93号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字初湯川字加露渡1925の1、1925の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第94号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町城字瀧之川359
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第95号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
由良町漁業協同組合の地区	日高郡由良町神谷に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	神谷一本釣

和歌山県告示第96号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を、次のとおり廃止した。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

廃止番号	廃止する道路の位置	申 請 者 住 所 氏 名	廃止年月日	廃 止 道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2399	海南市阪井字大沼谷361番2の一部、361番3の一部、363番1の一部、363番2、363番24、宇平尾393番1、水路	海南市大野中55番地2 森下勇人	令和 7.1.27	4.00 4.20	9.20 43.50

和歌山県告示第97号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を、次のとおり廃止した。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

廃止番号	廃止する道路の位置	申 請 者 住 所 氏 名	廃止年月日	廃 止 道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2433	海南市阪井字大沼谷363番1の一部、363番23	海南市大野中55番地2 森下勇人	令和 7.1.27	4.20	35.00

和歌山県告示第98号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和7年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和7年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務

(2) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、令和7年2月7日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると思われる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあっては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

キ 役員調書

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「大分類：物品調達」「小分類：物品販売」に登載されている者は、当該名簿に登載されていることが確認できる書類をもって
- (1) のイからキまでの書類に代えることができる。

- (3) (1) のア、イ及びキからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、令和7年2月7日（金）から同月27日（木）までの月曜日及び同月25日（火）を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、令和7年2月19日（水）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

令和7年2月12日（水）午後2時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年2月7日（金）から同月27日（木）までの月曜日及び同月25日（火）を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9520

ファクシミリ番号 073-436-9511

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和7年3月18日（火）までに郵送により送付する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（月曜日を除く。）以内の日の午前9時30分から午後5時までの間に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（月曜日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所で受け付ける。

公 告

入 札 公 告

令和7年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式

(3) 調達物品の仕様等

仕様書（図書）及び令和7年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札説明書（以下「仕様書及び入札説明書」という。）による。

- (4) 納入場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館
田辺市新庄町3353-9
和歌山県立紀南図書館
- (5) 納入期間
令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和7年和歌山県告示第98号に規定する令和7年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館総務課
- (2) 期間
令和7年2月7日（金）から同月27日（木）までの月曜日及び同月25日（火）を除く日の午前9時30分から午後5時まで
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。
- (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問するものとし、その後は令和7年2月19日（水）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。
- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
- (2) 日時
令和7年2月12日（水）午後2時30分
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
- イ 入札日時
令和7年3月19日（水）午後2時30分
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格がある

ことを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で令和7年3月18日（火）午後5時までに和歌山県立図書館資料課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、仕様書（図書）の要件を満たす資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の（1）に規定する日時に入札の場所以に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館資料課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9520

ファクシミリ番号 073-436-9511

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この一般競争入札は、令和7年2月和歌山県議会定例会において、令和7年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

The material delivery business of Wakayama Prefectural Library : 1 set

(2) Date and time for tender :

2:30 P.M. Wednesday 19 March 2025 (Deadline for bids submitted by mail: 5:00 P.M. Tuesday 18 March 2025)

(3) Contact point for the notice :

Library Material Division of Wakayama Prefectural Library,

1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan

TEL 073-436-9520

FAX 073-436-9511